

令和3年9月29日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和3年9月27日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正する条例の概要…………… 1

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）が改正され、クロスボウが規制対象とされたことに伴い、クロスボウを使用した犯罪に対応する業務に従事した職員の手当に関し、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

クロスボウを使用した被疑者の逮捕業務等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する。（第47条関係）

3 施行期日

公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日